

○ 鹿児島工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校学則第2条第2項の規定に基づき、鹿児島工業高等専門学校自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 自己点検・評価結果の公表に関すること。
- (4) 自己点検・評価結果の外部評価に関すること。
- (5) その他自己点検・評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副校長
- (2) 学科から推薦された教員 各1名
- (3) 一般教育科から推薦された教員 1名
- (4) 総務課長及び学生課長
- (5) 総務課企画室長及び総務課課長補佐（総務担当及び財務担当）
- (6) 学生課課長補佐
- (7) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（教務主事）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(専門委員会)

第6条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会への報告)

第7条 専門委員会委員長は、審議した事項について委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(報告)

第10条 委員長は、委員会で審議された事項を整理し、校長に報告しなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 15 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 7 月 25 日から施行し、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。